

藩鑑

上杉

百六十一

庫	文	閣	内
五	三		和
九	四		書
八	六		
函	八		
三	二		
冊	號		
架	類		

内閣文庫
番號 和 34682
冊數 278 (161)
函號 159 1

DEPT. 5



藩鑑卷之二百九十四

部十七

上杉彈正大弼藤原輝虎

運送自

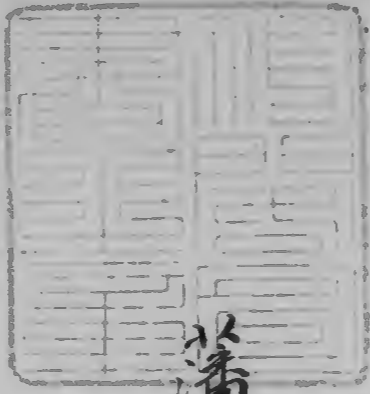
運送自

裏面白紙

蒲鑑卷之二百九十四

部十七

上杉彈正大弼藤原輝虎



藩鑑卷之二百九十四

上杉弾正大弼藤永輝虎

- 一 永禄九年五月謙信増山城と攻むを將
上杉源右衛門とて小出城を攻し城陷る
去りてく而も塞と修して秋賊後に帰
藩藩戦意契之別志
- 一 永禄九年七月下旬謙信公上野國に発向

あり和田城と攻落し系取れど欲し給
ひ既よ是と攻んと去と進りて圍み給ふ
に越後國より飛脚別來して告ていそく
長尾節刀運ふと企るれりおは是も依て
濃信公早に内國行りて節刀と誅戮せ
り給へり節刀も公の同氏れ一族とい
る事と恨て今以て及へり連て是れ
沙汰行りといへも罪の疑うべき故なく

是よりといへも今度ハ諸取らるるとして今
罪し給ふ
春日山見

一 永禄十年八月下旬濃信周東に越山所橋
に陣座りて金山相生る所決着とけり
而して子遣と議せしる是によつて氏康父
子より甲府へ使節とて倍玄西上野へ出
張の儀と候し而旗とて以て實否と決せん
事を示さる倍玄允容ありはまも再之

杉城より少く倍々二万餘りを率ゐ九月十日
甲府と立て箕俣へ着陣一万松新父子は
万餘にぐ武州松山より上馬十月八日卯刻
既よあぬれ大軍厩橋へ押寄せあぬれと放火
して競ひ攻む城を命と藪莽に比し谷と
金石より重し一夏とす途と防戦し奇
に負死人多し以戦中館林の長尾初長
り武士恩田某と高河和回り郎等及町大悟亮

と鎗と合せ勝負決せり於て恩田討れぬ
同十一日あぬれ圍と解し軍を退く折部小
幡とけし吹く槍と折砂と揚け前後昏
暗とく山谷鳴動し目口と明く事と得
中城兵是より圍り進討しあぬれの族を盡
さんとしふ公別して宣ふ普通の戦小をい
てハカいる聲に衆人事を可あしん流石よ
若るま甲南に西将新の如さぬ折に備の没

あり事ハ何ハカシキ若又兩家然礼シク
武略と夫ふとも味方進歩せハ必定込一合
く死戦と遂人智策の用意ハ以時ヨリ
小利と貪て攻東武者甲去ハ舌頭ヨカハラハ
強倍ヨリ矢銃事ニホリ唯法卒一同曳
曳懸との閑と奪一螺心を鳴ヨリ門戸を
閉き進むる義勢ヲ示シて彼と勅ヨリ
一廉カ利ヨリシテ是戦ハモシク欲と屋

此の謀ありと不知給ハ西々畏りてその
ふまにとまじ欲去送風にテウヘリシク後を
顧る事ヨリハ此法ヨリ進取ヨリ心得是ハ礼
一廣瀬の流活頂川ヘリ入ラ入ラ入測瀬と謂
中押波ク流ク者多ク一暗倍殊に機嫌ヨリ
く早ク陣陣甲府ハ馬を入ラハ云々小政取書
一 永禄十年輝虎公十月ヨリ既橋ヨリ立馬一た
オハカシ

今上正親町の綿首と帯一宮内卿清原
實下向一宮宣旨此題と傳へらる當時
七道ふくく礼礼法侯私に國郡とつと
朝廷荒廢一士民よと並に亦一
各為の化を調へ都鄙の治平をさるに
一と云く云謹んく綿首頂戴也清あり
初使
先達く小田原に著成康父子に以
示乞より甲州へ之誠情培に示中へ
一を既

梅を発足と云く同月十九日甲府に
武田右衛門長倍生害行年之十歳と
さくは長倍の小の方の故今川治部大輔の
息女
上徳弁氏真の妹にく母は倍虎の
息女なるは
は小の方の姪女に姓ありをま
甲府より入ら
けまは今川氏真より送くて近
居と云
越
呼返されとあり依く駿甲
忽と矛楯氏
真大に憤り駿府の郡代町司に
命し高家

に相觸く甲州へ運送せ境を停止し小田原へ
通達して武州より西上野へ送る事と仰ぐ
けまは元来海濱あり甲信の兩國いづれも此
へき方なく以外難儀に及へり坪の首尾誠
後へはえく禪虎云々言はれ達しけまは公
大し眉とひそめ給ひ作けりはさても若しき
振舞ふか是武道にをいづくつらき事か
りしとく速に羽檄を以て信玄へ作遣せり

ハ邊信取らる駿相合此の謀化して此國へ
境と止りしと 四民は困み推察せむ何
やよ近國の腰板を將充る夫を以て貴老も勝
事と海はれはさやうに臆病る奉勅未代
よても武門の恥辱あり謙信志をばし忍び
し地まは甲信西上野く自國より運送しつ
以候と市店に役者をおされ若價直普通の
趣り承り況し裁断を加へりしとあり

脚力を以て中道すの儀ありと云くよつと
我府の頭人境の直を定め奉行人と指副甲
伝九二州へハ川中鴻の驛路西上並へハ様系
通運送自由を濟せしめられハ彼國ハ云々寛
仁大度と作さるれハ云々執くいさきよ
さ名將ありと感せぬ昔もあしさて伝云ハ
滅し感喜せしれ禪虎ハ武道の正義日平
無双ありと云われ返報懇懇に調へ認め

られしハ武田家ハ諸將者感涙と憐

く喜ひありと云く

北我家書
武將感状也

一 永祿十年戦後の科人ハ川伝並一の重科に

ハ力脇を以て百取れ一代身ハ帯ひし

但傳以下
ハ格別

二 妻死罪之畜進おけ畜不煩没収云々其力月人
と放しれハ畜籠居しる等あり長尾右衛門佐
と云侍大將御沙汰ありハ行跡ありハ依り
謙信云々其力月心と百放しれ

取竹と取ふをよにしくお腰を帯さうやうに
作竹くそくを敷く視類く右邊視庵示助
伊家に対し戦忠をとりくく儀とありきく
生害れ記云りよふによつて一等と免許せ
らる兩腰と浴り切腹あり本後以類多し

相傳夜話

一 永祿十一年六月中旬春日山亭にといく
網凍の宴と催され之山笠と宴せしむ村と

我清父子上條織部正同父夜同姓民郡補我
春長尾門業代歴く先臣以下叔輩侍立して
秋剛文武一一生真に入籠活判と移す朽柄
に之山笠ありさきさきハ今當家の子配儀定規
格に當れる云吾く宣ふ其れ子配常にも
たしく所ハ獅籠と用ひは但右れは損とけ
以宿と仕りゆハに境目と随ふ意と入く
竹並と作られハ憲政重くそ所以と問る

己のいさくろ夫よハ中へて國ハ此姿是り
にりき禪虎ありしと云ふと又夫よ
一唯今もそのもを分りて先其羽此字ハ葛
叟纏りしされも纏るに及てハ夫鼻と厭
ハ中毎下に士平ハ損もとも舟ハ中物り
るも武者除るり是よハ中底戦あり新發田
尾張さしと縁くハ竹並ぬ也平國の関系武
士ハ進退一同く怒り来りるに雨もあ

中や、も中ハハ東軍糸切と事と中ハ故に
ハ長尾左衛門尉を因良儀入道ハ陳丹後と是
並ぬ越中筋ハ族ハ延引一役眼利と将所
そよとそりさ中天然と物もやハこれに
精治和承るに川田量前と先添並り中ハ
御も危氣是なり佐玄氏康ハ二将ハ老切
此大身義越此事ハ謙倍自身に向ハ氏
康ハ頃日よと入平和と需りハハ最早天

下此女吾佐玄と某う降先。俄りり其にや
と存知られいと宣ひ。一憲政交清もに
面と憚くは入ら其とき云之山笠に向く
去客以揮虎う激志と好んで當國へ先臨
り夫此面目の事う是に去り人以後彼全鬼界
を蕭漢古にもく。さ入とりくも恐くハ
留る中領國此勃亂の。く其を後賢意と
女んせくるへ。と宣ひられハ之山笠笑の色

と合られく此分國股肱忠列の取臣多く軍
卒不足をく。く何そ大義の企甚速くや
草創れ功あ。ハ法國の侯伯軍門に降らん
車日と計へく將へきに休意い。いとヤさる
公眉とひそめ恰ひ九天下有心と以て取へく
中苟も是に度るとさハ漢佐の多年此は初み
子以く非我くるへ。天運に肖て國政と愛
是無此其真照と清さんハ勿補至極此は合意に

といくハ賢意凡そ達する處にゆく中貴客
照余ハ實地と花一拾く落魄の窮憤忽ち
削け中へくと宣ひ凡ハ之山叟乃喜後と
浮へりくくの習意と述し浪奔れ躬用ると
乃とわひく今中々當永軍道傳統の川よ
入せり一幸よと子悔りくと云く晚学たりと
いへとも加治遠にる系英に附く神武の大道を
修勤せしれりくと云く 小政永言

一 永祿十一年七月廿六日小田原の使者遠山左衛門
因江雪齋藏府へ来りて和興の條以同公に
さ氏康父子満足是に申す依り盟書を
以て小除一取れ可存遠變ありける上州乃
事公の武威に依りて分るの上ハ向後何等
此後ありといふも南方よりの子遣ハ一切停
止仕るへり百端民政ハ入魂偏に芳惠と仰く
可なり今明年中因左く藏山左衛門に在いてハ

氏康父子渴見と遠心底の至誠と敬生一
しく音物品とね送りたる歡喜のつて万松軒
八年老とよひ坂東美羽をそも肩と雙つる
者なき仁船をりに平り幕下に属し子息と
人質と妻ねて百般懇切懇懇なる候當承の
宋右後々々中氏康の深志甘心なりと宣ふ
使者と馳走のりく遠答もすく懇切なりと
云く是より氏康上州の幕下へ書翰を送る

上州に候我州へお任せは候事沙汰當方
遠慮に以て有る意候へく有る色せらるる
云く 小越承言

一 七月謙信公境目巡見の後上州へ鞍山厩場
に着馬のり小田原へお通せらるる末月初旬
富田川大申寺に於て會盟せらるる旨淺定
州より約諾の當日に於て氏康公に嫡子相模
守氏政次男由井深茂氏照之男新太郎氏邦

七男之郎氏秀と始り外諸將群幸
南方乃汝信とて豫り道政は梓漆非常
と戒りて其未駕と述ふ食慾更と盡れ
いそふ家文和の首尾成り慶賀は聲洋
洋いそふ公宣ひけらに之郎主の事未だ息
といへとも人質とて文用せんは流石矣
所ふ小條取れ威光と存み中に相似れは武
門に對し徳信の俾と存中幸に某養て子

もへり今年十七歳いそふ童形は後らけ
元服の後越山所々は地をへさ有湯と借る
初て彼是月武平て厩橋へ帰城へ給ふも
彼之郎主ハ初稚れる喝食は軒にく出西堂
と中へり成長後ハ出取なすむへき氏
康は存意ありと今川氏真は口入に
信玄の養子とありは之郎主は信玄と是
り武田の氏と稱せしは去年義信生害

其後甲版我絶に付て之而主契約も遂變り
本姓より復り當時小條之部と號せ坂東に隱
れりさ其男に之を以て頂長歌に之を傳へ
ひしむといへりさて禪虎公以一生を之と強
取給ひ以方より地へハ取長此世并一人に之も
是遣ハされ今小條取より初慕ハる事
誠ニ武勇ハ登り 月二

一 永祿十一年 禪虎教國之平治せん之欲し

先小條氏康と和陸より是に因て七男之部
十七歳禪虎其養子となりて其後ハ来り
遠山石島村山中民部右副と来り同年
比州畠山に末男八歳に之を以て其後ハ来り
是より養子となりて人後に上杉喜平次系勝
其婿聲より 源治一代記

一 永祿十一年七月 源治戸隠山に之を源治を
咒祖中直系其書と見て打笑ひる夫より

身に死する末代に寶物にせよと祚威よと
此より傳ふは其書紀州に聖山
行くとし事詳に書記せる物なり其謙
と恐る事虎にこそよふべきや
常山此法

一 予聖山に量壽院造らまけし甲州武田信
玄に宿坊に成慶院にて此座に以て寺に信玄
乃自來の書翰を外不る等是所より信玄に

大威德明王信作に常より此に繪ふ
大威德神繪像是所より表白の文より曰

大威德表白

謹啓白惣躰別躰三寶持者人魔降伏
大威德明王等而言方今信玄欲立家
名募武功自修大威德之密供者夫信
玄舉幡荷戈雖征隣國相越跨于南北
為附吾運然而雙方是鼓瑟也發于厥

悲鳴吾手之所擊焉矧今此明王聽有
降人魔之願力辛爾勒修二家之衰亡
進而禱于禪虎消滅豈不快乎仰願本
尊靈者忍辱折伏之大望速令成圓滿
給

右片文信玄自身にく書給ふる不あり是
ハ上杉禪虎と信玄叔十年取合ハ合戦あ
るも度々信玄又方うちをけ給ハ免南う矢

にてハ禪虎に勝事ハありと打ち給ハ
くは信玄と戸隠山にても信玄調伏呪祖
ハ法と信せしれ又大成徳明王に禱して謙
信と調伏し給ふ右乃文信玄自身今も
至く野山成慶院に納り是の事ハ物居

或は信玄書
或は調伏

一 永祿十一年八月京都より書来りしは七月
月義昭公被前より細川兵部大輔藤孝と理

中務大輔淳信と使者と一 吳漢國改阜へ遣
ハ一織田上野介信長。之好進討れ事と相
洽ふ信長許諾一不破河内守浅井敏成と流
て義昭公と連へ奉り義昭公裁府と發
して改阜。卦ふ洽ふ是ハ朝倉義季先考
ハ舊恩と忘れしうくく之好と選信とへ
于この事と淺せ申運と西瑞にかくるに依て
以彼に及ひ洽ふしあり謙信信長と百て右ハ

事とこのさやめ洽ふ前年吾とのくは清
一にも京都に近き者れ出く之好と討れ
いハ一に果して其言相違せ申信長吳漢尾法
と煩して武道ハ公量行ハ必し中信長公
方取を再興せんこと疑ひるハ謙信と之境。
出生して武門ハ大道と用うさるること其候
天命ありとく述懐の氣色に見え洽ふ
諸臣者討へ事多詞なくして退去也
春日山日記

一 足利方馬頭義昭卿去年近江國より若狭へ
遷り武田義統の轄に移坐りまゝも小國にて
大義の計略成りしきゆへ朝倉右衛門督義永
と相て誠にお教賀へ之誠至中義に是も亦
以本意其事性へさけし見えさすりし
佐吉源信佐長の之將に限行しし何れに
頼み給ふべきや以思慮いさす判れさるり
付て卜者と相て問給へし織田取吉も當れ

ありし中依く永祿十一年七月乙丑中務
大輔清佐細川玄妙大輔友孝と濃州へ遣は
れ彈正忠佐長と相せしる佐長別り願歩り
て不破河内守老治浅井飯奈長政と以て義
昭卿と改年の之正寺へ遷へ九月七日江州へお
張佐と本坂国母り居城観音寺其他と社と
して十八箇所を以て悉く看り同廿八日義
昭卿と相佐して佐長入洛中と云へ以後佐長

松州に昨一之好り残黨と改平らけ義昭卿
征夷大將軍宰相中將を補任を蒙りけり
荒嶋越府へ吹えけまふこれ坪に武將の眞
誠ハ天令けりる雨けりて精むる業に
けりる事固くこれ後けり氏康壇玄平
如きろ夫と執く他家を奪けりけり
もまを要とさく皇都に軍旅を遣自由
ちりけるゆへ大義の功志操けりて徒よ年

月とさせり中國は毛利元就九州の大友爲
赤龍造寺等威名ハ事々けりされもこれ亦
海後に得られたやゆへ上洛成りて佐長獨
都迫き國は産れく天然地の利と海陸
獨乃古政安藤の部類悖逆其時に乃己彼
候と亡して濃州と奪ひ武道末に成り
白浪の板屋敷と整踏けり創業は功才ハ速よ
ふれり滅し佐長ハ果報は將けりて宣ひ述

懐の機氣勃然として

北城系書

一 永禄十一年九月下旬甲州長延寺實り
武田家の密旨と文春日山へ来りて戦甲和
解の扱を成さん事と後中云も用て望を
きに巧く申せりへくるかへき有作くる
是よよつて信玄より信州岩村田龍を以て
任職法興和尚と長安寺に左副職府へ来た
りしめ信玄は不存と演く和共の一役同人

偏是是にすきん時信年と逐く衰老し
及ふ件勝頼微弱に後より百端に入魂と作
く此まは約諾遠變をさ下に人質と賜る
へしと云し公けり百億倍孤之して身命と
欲の滋よかけ辛苦も事女信年竟に地
家力かと彼ら中今時信と和平に候も今も扱
と得んたりよはりし中唯隣國の好みを通せ
んと欲する而已ぬるに信玄人質と望まらる

條を謂ふは是候徳信と奉下とを自ら
成と表はるる造意あり不實は表裏は平り
公版せざる意ありと以の平不具し給ふは
をを拱さ定く甲府へ降致し法具和尚は信
玄宗敬し僧をり云も如淨依りて我後
へも奉和しけ一日云も自大か栗と和尚
に揚ひは九里よ一里と足しく十里に寄
食はれよと仰り和尚別ち是と文て皮を

剥きかゝ五里とくと啗割給ふへと奉
せられしは云も機嫌快なりと云
侍へし 同上

一 上杉浪人川田造酒丞は淺生来女正長判し奉
云彼門田り物語に云も平店職あり主長は職
後平店は城主あり大割一月大將上杉殿に
くは一二と論する不とれ武勇あり永禄十
一年平店主長は逆心をしつゝ輝虎直に

玉馬より河内川を隔て平庄も出向ひ一戦の
里輝虎先を以て杉浦右衛門義春二の先直
河山城を急續之番に兼勝十四 決上野舟粟
林肥後を舟添あり四番に謙倍旗本ありと杉
浦右衛門自身川へ兼以ゆく毛養共十部兼
込一備一度よ兼入以平庄兼長人教も川へ
うち入川中にくれと合せ戦ひぬと之れ
由兼勝を脇へ押廻し戦と錫杖持たうて

勝た勝るといふ多しうけ二子もくも真意
にありて川上へうち入平庄後へ押廻り以
よつと平庄兼長放軍あり兼長もいささ
る乃いささかり歎して退く亦へ上杉浦右衛
門兼りけ兼長に組んと云々一戦りりさるは
兼長は小言さる馬と兼り上扇子と云
さ遣ひ浦右衛門及さるうにて見事には云
かうもそや河内川を以て入りたれは戦交

もとの給ふへいといふ部本底に紐事
ありしごとく正しき也

古法實録

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

藩鑑卷之二百九十五目錄

う部十八

上杉弾正大弼藤原輝虎